

第1回足立区選挙管理委員会定例会

1. 日 時 令和7年1月6日(月) 午前11時00分
2. 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
3. 議 案 第1号議案 在外選挙人名簿の登録について
第2号議案 令和7年3月および6月選挙人名簿登録日の変更について
4. 報 告 報告第1号 令和7年任期満了による東京都議会議員選挙および参議院議員選挙に係る公職候補者等の政治活動用ポスターの取扱いについて
報告第2号 会議等の日程について
5. その他

第1号議案 在外選挙人名簿の登録について

資料1～2ページ

第2号議案 令和7年3月および6月選挙人名簿登録日の変更について

資料3～4ページ

報告第1号 令和7年任期満了による東京都議会議員選挙および参議院議員選挙に係る公職候補者等の政治活動用ポスターの取扱いについて

資料5～12ページ

報告第2号 会議等の日程について

資料13ページ

第1号議案 在外選挙人名簿の登録について

在外選挙人名簿への登録について、以下のとおり行う。

事 項		男	女	計
12月16日現在の登録者数		189	273	462
12月17日から1月6日までの抹消者数		0	0	0
今 回 の 登録者数	最終住所によるもの	1	0	1
	本 籍 に よ る も の	0	1	1
今回の登録移転者数		0	0	0
1月6日現在の登録者数		190	274	464

登録：トルコ1名、台湾1名

国別一覧2ページ

第1号議案資料

(参考) 国別・男女別在外選挙人名簿登録者数

令和7年1月6日現在

国名等	男	女	男女計
アメリカ合衆国	42	75	117
ドイツ	10	25	35
大韓民国	4	24	28
オーストラリア	8	16	24
タイ	14	7	21
中華人民共和国	9	12	21
英国 (イギリス)	6	15	21
フランス	7	13	20
ブラジル	10	6	16
シンガポール	8	8	16
カナダ		14	14
フィリピン	9	3	12
台湾	7	3	10
オランダ	2	6	8
スイス	1	6	7
イタリア		6	6
インドネシア	3	2	5
マレーシア	2	2	4
ベトナム	3		3
ロシア	3		3
アラブ首長国連邦	2	1	3
エクアドル	2	1	3
ガボン	2	1	3
ニュージーランド	2	1	3
チュニジア	1	2	3
メキシコ		3	3
フィジー	2		2
ブルガリア	2		2
アルゼンチン	1	1	2
オーストリア	1	1	2
ガーナ	1	1	2
スペイン	1	1	2
トルコ	1	1	2
パキスタン	1	1	2
パラグアイ	1	1	2
ベルギー	1	1	2
リトアニア	1	1	2
イスラエル	1		1
ウルグアイ	1		1
オマーン	1		1
カメルーン	1		1
カンボジア	1		1
ギニア	1		1
コートジボワール	1		1
コロンビア	1		1
サウジアラビア	1		1
チリ	1		1
パラオ	1		1
バングラデシュ	1		1
ベナン	1		1
ベラルーシ	1		1
マダガスカル	1		1
南アフリカ共和国	1		1
ミャンマー	1		1
モーリタニア	1		1
モンゴル	1		1
レバノン	1		1
アイルランド		1	1
インド		1	1
エストニア		1	1
ギリシャ		1	1
グアテマラ		1	1
スウェーデン		1	1
スリランカ		1	1
ソロモン		1	1
ドミニカ共和国		1	1
ポーランド		1	1
ポルトガル		1	1
マラウイ		1	1
ヨルダン		1	1
	190	274	464

令和7年3月および6月選挙人名簿登録日の変更について

選挙人名簿の定時登録は、公職選挙法第22条（登録）第1項の規定に基づき、3月、6月、9月、12月の1日現在（基準日）により、同日に登録しているが、本年3月1日、6月1日が土曜日若しくは日曜日に当たる。

そのため、登録日を同条の「地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日に当たる場合には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日に選挙人名簿に登録しなければならない。」規定に基づき、それぞれ1日直後の休日以外の日に変更する。

変更後の登録日は、下表のとおりである

登録月	基準日	登録日	変更	直後の休日以外の日
3月	1日（土）	1日（土）	⇒	3日（月）
6月	1日（日）	1日（日）	⇒	2日（月）

なお、公職選挙法施行令第14条第1項の規定に基づき、別紙のとおり登録を行う日を告示する。

【参考】○公職選挙法
(登録)

第22条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2～4 省略

○公職選挙法施行令
(登録日等の告示)

第十四条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

2 省略

別紙告示文（案）

足立区選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和7年3月1日、6月1日の各日現在における選挙人名簿の登録を行う日を、それぞれ次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により、告示する。

令和7年1月6日

足立区選挙管理委員会

登録月	登録を行う日
令和7年3月	3月3日
同年6月	6月2日

令和7年任期満了による東京都議会議員選挙および参議院議員選挙に係る
公職候補者等の政治活動用ポスターの取扱いについて（依頼）

平素より、選挙の執行管理につきまして、特段のご理解を賜り深く感謝
申し上げます。

さて、令和7年7月22日には東京都議会議員、令和7年7月28日には
参議院議員の任期満了日を迎えることにより選挙が予定されております。
下記のとおり、任期満了日の6か月前から選挙期日までの間は、公職
の候補者等個人（公職にある者、立候補予定者含む）及びその後援団体の
政治活動のために使用されるポスターと判断されるものは、当該選挙区内
に掲示することが禁止されています。

つきましては、現在掲示されている政治活動用ポスターで、個人の政治
活動用と判断されるポスターは、撤去命令の対象となりますので、すみや
かに撤去されますようお願いいたします。

政治活動用ポスターの掲示禁止期間

東京都議会議員選挙

令和7年1月22日から選挙期日まで

参議院議員選挙

令和7年1月28日から選挙期日まで

令和7年1月

足立区選挙管理委員会

第143条

第16項 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第199条の5（後援団体に関する寄附等の禁止）第1項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第1項の禁止行為に該当するものとみなす。

2 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第19項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）

第19項 第16項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

3 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の6月前の日から当該選挙の期日までの間

第147条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書図画があると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

2 第143条第16項に規定する公職の候補者等若しくは後援団体が当該公職の候補者等若しくは後援団体となる前に掲示された文書図面で同項の規定に該当するもの又は同項の公職の候補者等若しくは後援団体に係る同条第19項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間前若しくは期間中に掲示したポスターで当該期間中において同条第16項の規定に該当するもの

令和 7 年 東京都議会議員選挙における個人活動用ポスター掲示責任者

候補予定者氏名	所属党派	掲示責任者	〒	掲示責任者住所	備考
後藤 なみ	都民ファーストの会	中島 晃一郎	121-0816	足立区梅島 3-1-5-402	現職
ほっち 易隆	自由民主党	八幡 孝彦	120-0015	足立区足立 2-30-5	現職
うすい 浩一	公明党	中山 信行	123-0851	足立区梅田 7-10-16	現職
斉藤 まりこ	日本共産党	鈴木 秀三郎	120-0021	足立区日ノ出町 27-3-1130	現職
銀川 ゆい子	立憲民主党	湯本 幸秀	123-0851	足立区梅田 5-18-9	現職
大竹 さよこ	公明党	中山 信行	123-0851	足立区梅田 7-10-16	
榎本 ふみこ	自由民主党				令和 6 年 都議会議員補欠選挙立候補者

※ 榎本氏の個人ポスター掲示が見当たらなかったため、掲示責任者欄を空欄とした。

令和 7 年 参議院議員選挙における個人活動用ポスター掲示責任者

候補予定者氏名	所属党派	掲示責任者	〒	掲示責任者住所	備考
吉良 よし子	日本共産党	鈴木 教晋	170-0004	豊島区北大塚 1-33-2	東京都選出

政党支部

	〒	住 所	備考
自由民主党足立総支部連合会	121-0816	足立区梅島 2-2-10 楠ビル 201 土田慎事務所内	
公明党足立総支部	121-0011	足立区中央本町 4-1-1	
日本共産党足立地区委員会	121-0816	足立区梅島 2-16-2	
立憲民主党東京都第 13 区総支部	123-0851	足立区梅田 5-18-9	
都民ファーストの会足立区第一支部	121-0832	足立区古千谷本町 1-9-4	
都民ファーストの会足立区第 2 支部	121-0816	足立区梅島 3-1-5 相澤ビル 402 号	

現職の候補者等 東京都議会議員

立候補予定者氏名	所属党派	〒	住所	備考
後藤 なみ	都民ファーストの会	121-0816	足立区梅島 3-1-5-402	現職
ほっち 易隆	自由民主党	120-0026	足立区千住旭町 4-1-8 徳江ビル2階	現職
うすい 浩一	公明党	120-0044	足立区千住緑町 3-26-20	現職
斉藤 まりこ	日本共産党	120-0042	足立区千住龍田町 8-3	現職
銀川 ゆい子	立憲民主党	123-0851	足立区梅田 5-18-9	現職
大竹 さよこ	公明党	120-8510	足立区中央本町 1-17-1 中央館 6階 議員控室	公明党 公認候補者
榎本 ふみこ	自由民主党			令和6年 都議会議員補欠選挙立候補者

参議院議員

立候補予定者氏名	所属党派	〒	住所	備考
吉良 よし子	日本共産党	151-0053	渋谷区代々木 1-44-11 2F	東京都選出

6 足 選 発 第 〇 〇 号
令 和 7 年 1 月 日
(公 印 省 略)

足立区議会議員 各位

足立区選挙管理委員会

政治活動用ポスターの撤去依頼文発送について

平素より、選挙の執行管理におきまして、特段のご理解を賜り感謝申し上げます。

さて、令和7年7月22日には東京都議会議員、令和7年7月28日には参議院議員の任期満了日を迎えることにより選挙が予定されております。下記のとおり、任期満了日の6か月前から選挙期日までの間は、公職の候補者等個人（公職にある者、立候補予定者含む）及びその後援団体の政治活動のために使用されるポスターと判断されるものは、当該選挙区内に掲示することが禁止されています。

つきましては、足立区に主たる事務所を置く政党支部に別紙のとおり依頼文を発送いたしますので、情報提供させていただきます。

政治活動用ポスターの掲示禁止期間

東京都議会議員選挙

令和7年1月22日から選挙期日まで

参議院議員選挙

令和7年1月28日から選挙期日まで

足立区選挙管理委員会事務局 管理係
担当 久保・下山
TEL 03-3880-5581
FAX 03-3880-5661
E-mail senkyo@city.adachi.tokyo.jp

第 143 条

第 16 項 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第 199 条の 5（後援団体に関する寄附等の禁止）第 1 項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第 1 項の禁止行為に該当するものとみなす。

- 2 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第 19 項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）

第 19 項 第 16 項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

- 3 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の 6 月前の日から当該選挙の期日までの間

第 147 条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書図画があると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

- 2 第 143 条第 16 項に規定する公職の候補者等若しくは後援団体が当該公職の候補者等若しくは後援団体となる前に掲示された文書図面で同項の規定に該当するもの又は同項の公職の候補者等若しくは後援団体に係る同条第 19 項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間前若しくは期間中に掲示したポスターで当該期間中において同条第 16 項の規定に該当するもの

警視庁 《区内警察署長》 様

足立区選挙管理委員会
委員長 芦川 武雄

政治活動用ポスターの撤去依頼文発送について

平素より、選挙の執行管理におきまして、特段のご理解を賜り感謝申し上げます。

さて、令和7年7月22日には東京都議会議員、令和7年7月28日には参議院議員の任期満了日を迎えることにより選挙が予定されております。下記のとおり、任期満了日の6か月前から選挙期日までの間は、公職の候補者等個人（公職にある者、立候補予定者含む）及びその後援団体の政治活動のために使用されるポスターと判断されるものは、当該選挙区内に掲示することが禁止されています。

つきましては、足立区に主たる事務所を置く政党支部に別紙のとおり依頼文を発送いたしますので、情報提供させていただきます。

なお、政治活動用ポスターが掲示不可となる期間中に掲示されている場合は、各警察署様による確認通知書に基づき、当方で撤去命令を発します。当方で確認したポスターについても、都度情報提供させていただきますので、何卒ご協力をよろしくお願いいたします。

政治活動用ポスターの掲示禁止期間

東京都議会議員選挙

令和7年1月22日から選挙期日まで

参議院議員選挙

令和7年1月28日から選挙期日まで

足立区選挙管理委員会事務局 管理係
担当 久保・下山
TEL 03-3880-5581
FAX 03-3880-5661
E-mail senkyo@city.adachi.tokyo.jp

(公職選挙法参考条文)

第 143 条

第 16 項 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第 199 条の 5（後援団体に関する寄附等の禁止）第 1 項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第 1 項の禁止行為に該当するものとみなす。

2 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第 19 項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）

第 19 項 第 16 項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

3 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の 6 月前の日から当該選挙の期日までの間

第 147 条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書図画があると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

2 第 143 条第 16 項に規定する公職の候補者等若しくは後援団体が当該公職の候補者等若しくは後援団体となる前に掲示された文書図面で同項の規定に該当するもの又は同項の公職の候補者等若しくは後援団体に係る同条第 19 項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間前若しくは期間中に掲示したポスターで当該期間中において同条第 16 項の規定に該当するもの

会議等の日程について

月日(曜日)	時 間	事 項	会 場	出席者
1月7日(火)	午後1時 (午後0時45分 委員長室集合)	新年名刺交換会名刺交換会	庁舎ホール	委員長 針谷職務代理 古野委員
1月15日(水)	午前10時	第2回定例会	選挙管理委員会室	全委員
2月3日(月)	午前10時	第3回定例会	選挙管理委員会室	全委員
2月15日(土)	午後2時	明るい選挙ポスターコンクール 表彰式	足立区役所 中央館1階アトリウム	全委員
2月17日(月)	午前10時	第4回定例会	選挙管理委員会室	全委員
3月3日(月)	午前10時	第5回定例会	選挙管理委員会室	全委員
3月17日(月)	午前10時	第6回定例会	選挙管理委員会室	全委員
4月1日(火)	午前10時45分	職員辞令交付式	選挙管理委員会室	全委員
	午前11時	第7回定例会	選挙管理委員会室	全委員
4月15日(火)	午前10時	第8回定例会	選挙管理委員会室	全委員
	午後3時	特選連委員長会	中野区産業振興センター	委員長
4月22日(火)	午後2時	特選連通常総会	赤坂区民ホール	全委員
4月30日(水)	午後2時	全選連東京支部定期総会	東京自治会館	委員長

※定例会・臨時会は、開始15分前までに委員長室にお集まりください。

※日程は変更や追加になる場合がございますので、ご了承ください。